

2017年9月6日

法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会
部会長
神田 秀樹 様

川島 千裕

意見書

法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第5回会議を所用により欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べます。

記

<「社外取締役を置くことの義務付け等」について>

- P1の「第1 社外取締役を置くことの義務付け」については、社外取締役を選任したことにより得られた効果、選任しないことによる問題点、選任する際の課題などを十分に検証・分析したうえで、法律で義務付けることの必要性や妥当性について丁寧に議論を尽くすべきと考えます。
- また、社外取締役制度の実効性を高めるためには、社外取締役がその役割・機能を発揮できる仕組みを整備することが重要です。例えば、従業員との連携などによる、職務を遂行するにあたり必要な社内情報を入手できる仕組みの構築、是正する権限の強化、内部監査機能の強化等についても併せて検討することが必要であると考えます。

<提示された論点についての議論をひと通り終えるにあたって>

- 私は、本部会において、近年その重要性が指摘されている株主との間での建設的な対話とその基盤となる適切な情報開示という観点から議論に臨んできました。今回、提示された論点についての議論をひと通り終えるにあたり、企業統治をめぐる昨今の政府方針や政府が進めている「働き方改革」の動向などを踏まえ、企業統治に関する規律の見直しに対する問題意識について一言申し述べます。
- 本年6月9日、政府は「未来投資戦略2017」を閣議決定し、その中において、中長期的な企業価値の向上に向けた取組の強化のポイントとして、「投資家との建設的な対話に資する情報提供」を挙げています。他方、本年3月28日に「働き方改革

実行計画」が決定され、それに基づく法整備に向けた取り組みが進められている中で、長時間労働の是正や従業員の健康管理など、企業における人事労務管理のあり方は、企業の生産性や収益力の向上を左右する経営課題の一つとして、その重要性がますます高まるとともに、企業価値の判断にも大きく影響するものになると考えます。また、労働法令違反や過労死・過労自殺など、ひとたび問題が生じれば、企業の存続にも関わるほどの企業価値の毀損を招く可能性があります。

- 現在の会社法は、会社法施行規則 120 条 1 項 2 号により、事業報告において「使用人の状況」の開示を求めています。従従業員数を記すのが一般的であり、企業における人事労務管理の内容・状況が十分に開示されているとは言い難い状況にあります。今後、各般において「投資家との建設的な対話に資する情報提供」について検討・取り組みが進められる中で、人事労務管理（方針、体制、実施状況等）に関する情報開示の義務付けについて検討することが重要と考えます。

以 上